

ソーシャルコミュニティビジネスグループ（SCBG）幕張 会則

（名 称）

第1条 本会は、ソーシャルコミュニティビジネスグループ（SCBG）幕張と称する。

（目的及び組織）

第2条 本会は、千葉県千葉市内における課題を、ビジネス視点を持って解決する活動を行うこと、またその活動について情報収集・発信、企画・教育支援すること目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） コミュニティビジネスに関わる人材育成（セミナー・講演会企画・運営）
- （2） コミュニティビジネス創業・運営支援
- （3） コミュニティビジネス施設・拠点の運営
- （4） 中間支援機能・ネットワーク構築（交流会等）
- （5） コミュニティビジネス推進・継続のための調査・研究・政策への協力

（役 員）

第4条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名、 副会長 若干名、 会計 1 名

（役員を選出）

第5条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

（役員任期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員任務）

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、学費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、2016年9月1日より施行する。